



# 体育・文化施設の管理について

留萌市では、平成16年より指定管理者制度をスポーツセンター、公民館などの体育・文化施設（社会教育施設）に導入し始め、平成21年4月、図書館が指定管理者となつたことで、全ての社会教育施設に指定管理者が導入されました。そこで、これまでの導入経過と効果についてお伝えします。

## 指定管理者制度とは

市の指定を受けた「指定管理者」が、市に代わり、施設の運営・管理を行う制度です。市が、指定管理者制度を導入した目的は大きく2点あり、1点目は民間事業者の専門的知識などのノウハウを活用して、これまで以上に住民サービスを向上させること、2点目は行政経費の軽減を図ることを目的としています。

## 社会教育施設の指定管理者制度導入状況

平成16年4月、市の社会教育施設として初めての指定管理者制度を東部地区公民館に導入しました。その後は、中央公民館、スポーツセンターなどと導入施設を増やしていく、平成21年4月に市立留萌図書館が加わったことにより、現在では全ての社会教育施設に導入されています。

## 社会教育施設の指定管理者制度導入一覧

導入年度	施設名	指定管理者	期間
平成16年度	東部地区公民館 ※平成21年度よりコミセン化	東部地区公民館運営協議会	平成16年度～17年度 平成18年度～20年度
	中央公民館 文化センター	NPO法人留萌市文化会議 NPO法人留萌体育協会	平成18年度～20年度 平成21年度～
平成18年度	スポーツセンター 勤労者体育センター 弓道場 ゲートボール場	NPO法人留萌体育協会	平成18年度～20年度 平成21年度～
平成19年度	温水プールぶるも ※平成21年度より休止中	株留萌スコレ	平成19年度～20年度
平成21年度	図書館	NPO法人留萌体育協会	平成21年度～

社会教育施設への指定管理者制度導入により、市民サービスの向上が図られ、利用者の増加につながっています。今後も、気軽に利用でき、市民から愛される施設を目指して、指定管理者との連携を図って行きますので、皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

体育・文化施設の管理についてのお問い合わせは、市教育委員会生涯学習課

☎ 42・0435

**■図書館**

今年度から制度が導入された図書館は、これまでも体育施設の指定管理者として実績があるNPO法人留萌体育協会が管理者となつたことで、多くの改善が行われています。

**①開館時間の延長** 利用者からのアンケート結果を基に、6月中旬から7月中旬までの期間は毎日、午後6時30分までとしました。この時間延長は、仕事帰りのサラリーマンなどから好評を得ることがあります。

**②スポーツセンター**

①使用申請の電子化 インターネットによる使用申請を実施しています。

②利用者のニーズに素早く対応 ウォーキングクラブなど、ニーズに素早く対応したメニューを多く数開催。その結果、平成19年度には11年ぶりに利用者が45,000人の大台を超え、20年度は更に増加しました。

**■中央公民館、文化センター**

①窓口業務の時間延長 夜間職員が常駐となり、これまで対応できなかつた午後6時以降にも、使用申請、チケット販売などの全ての窓口業務を実施しています。

②テーブル、椅子の常設化 会議室の利用頻度が高い一部の研修室にテーブル、椅子を常設し、会議準備や後片付けが不要となりました。

**■市立留萌図書館見晴分館**

①スポーツセンター

②祝日休館の廃止 これまで、祝日は休館としていましたが、アンケートにより祝日開館の希望が多いことが判明したため、9月より開館となりました。

③有料コピーサービスの実施 利用者の利便性を高めるため、7月より実施しています。

④見晴分館の開館 10月27日からの読書週間に合わせ、10月29日、中央公民館事務室内に「見晴分館」を開館しました。中央公民館事務室内に開設したことでの利用時間は午前9時から午後9時まで（日曜、祝日は午後6時まで）、開館日は年末年始を除き、ほぼ毎日となり、これまで要望のあつた時間延長、開館日増加の声に応えることができました。

蔵書数は4,000冊と本館に比べ少ないですが、人気小説、エッセイなど利用者アンケートで人気の高かつた本を中心に揃えています。

貸出カードは本館と共通なので、新たに登録の必要はなく、本の返却は本館、分館のどちらでも可能となっています。

開館して間もないこともあり、まだ利用者は少ないですが、スポーツセンター、公民館利用のついでに立ち寄れて便利だとの声も聞かれています。

**■市立留萌図書館**

今年度から制度が導入された図書館は、これまでNPO法人留萌体育協会が管理者となつたことで、多くの改善が行われています。

**①開館時間の延長** 利用者からのアンケート結果を基に、6月中旬から7月中旬までの期間は毎日、午後6時30分までとしました。この時間延長は、仕事帰りのサラリーマンなどから好評を得ることがあります。

**■図書館**

今年度から制度が導入された図書館は、これまでNPO法人留萌体育協会が管理者となつたことで、多くの改善が行われています。

**①開館時間の延長** 利用者からのアンケート結果を基に、6月中旬から7月中旬までの期間は毎日、午後6時30分までとしました。この時間延長は、仕事帰りのサラリーマンなどから好評を得ることがあります。



## 各施設の連絡先

留萌市中央公民館

☎ 42・3333

留萌市文化センター

市立留萌図書館見晴分館

留萌市スポーツセンター  
留萌市勤労者体育センター

☎ 42・2917

市立留萌図書館

☎ 42・2300